

久喜市保有個人情報の漏えい等の対応マニュアル

令和5年3月30日 市長決裁

法第68条第1項 (漏えい等の報告等)

・行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド

「4-4-1 委員会への報告」P85～96を参照】

(1) 次の事態（個人情報保護委員会規則第43条）に該当した場合は個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- ①要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ②不正の目的に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ④保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) (1)の①～④に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次の事項（個人情報保護委員会規則第44条／報告をしようとする時点において把握しているもの）を個人情報保護委員会へ報告をしなければならない。

- ①「概要」
当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第43条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。
- ②「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目について、媒体や種類（国民の情報、職員の情報の別等）とともに報告する。
- ③「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数」
漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数について報告する。
- ④「原因」
当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

- ⑤「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」
当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。
- ⑥「本人への対応の実施状況」
当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。
- ⑦「公表の実施状況」
当該事態に関する公表の実施状況や予定について報告する。
- ⑧「再発防止のための措置」
漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。
- ⑨「その他参考となる事項」
上記①から⑧までの事項を補完するため、委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

(3) 個人情報保護委員会への報告時期及び方法

【速報】※担当課で個人情報保護委員会への報告書を作成し、庶務課公文書館へデータ及び紙を提出する。

- ①報告期限の起算点は「知った」時点であり、担当部署等において当該事態を知った時点を基準とする。
当該事態を知った時点から速やかに（概ね3～5日以内）(2)の①から⑨までの事項を個人情報保護委員会へ報告しなければならない。
- ②速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告する。
- ③個人情報保護委員会への報告は、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム）を使用する方法により行う。

【確報】※担当課で個人情報保護委員会への報告書を作成し、庶務課公文書館へデータ及び紙を提出する。

- ①当該事態を知った日から30日以内に(2)の①から⑨までの事項を個人情報保護委員会に報告する。
(1)③の事態においては60日以内に報告しなければならない。
- ②確報を行う時点において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。
- ③個人情報保護委員会への報告は、電子情報処理組織（委員会ホームページ上に掲載する報告フォーム）を使用する方法により行う。

〈留意事項〉

- ①【速報】の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

- ②【**確報**】の報告期限の算定に当たっては、土日・祝日も含める。
但し、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12/29～1/3）の場合は、その翌日を報告期限とする。
- ③【**速報**】については緊急対応が必要な場合等、**庶務課長**と調整の上、担当課長から直接個人情報保護委員会へ報告することとする。

（4）個人情報保護委員会への報告までの具体的な流れ

（久喜市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程 第11章
「安全確保上の問題への対応」）

【速報（概ね3～5日以内）】

●1日目（事態を知った日）～2日目

- ①保護管理者（各課等の長）は、保有個人情報の漏えい等の事案等について職員から報告を受ける。
- ②保護管理者（各課等の長）は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む）ものとする。
- ③保護管理者（各課等の長）は、事案の発生した経緯、被害状況等（2）にある事項を調査し、担当部長へ速やかに報告した後、調査結果を総括保護管理者（副市長）に報告しなければならない。今後の対応（本人への対応、議員への情報提供、報道機関へのプレスリリース、市民への周知）について協議する。その後、事案の報告及び今後の対応について市長へ報告する。
ただし、特に重大と思われる事態が発生した場合には、直ちに総括保護管理者（副市長）に当該事案の内容等について、報告しなければならない。
なお、迅速な対応が必要なため、状況に応じて市長及び副市長への報告等は同時に行うものとする。

報告にあたっては、その時点で把握している調査内容を整理して報告する。

- ④③の結果を個人情報保護制度を統括する課長（**庶務課長**）へ報告するとともに、情報システムに関する事案の場合は情報システムを統括する課長（情報推進課長）にも報告する。
- ⑤**庶務課長**は保護管理者（各課等の長）から報告を受けた事案の内容を監査責任者（総務部長）へ報告する。

●3日目までに

- ⑥保護管理者（各課等の長）は、個人情報保護委員会への報告書（（2）の①から⑨までの事項）を作成し、担当部長に報告書の内容を確認する。その後、総括保護管理者（副市長）に報告書の内容を報告し、市長へ報告する。
また、併せて**庶務課長**へ報告書の写しを提供するとともに、情報システムに関する事案の場合は情報推進課長にも提供する。

- ⑦庶務課長は保護管理者(各課等の長)から報告書を受けた事案の内容を監査責任者(総務部長)へ報告する。
- ⑧担当課は、個人情報保護委員会への報告書のデータを庶務課公文書館へ提出する。
- ⑨庶務課公文書館は個人情報保護委員会へ委員会ホームページ上に掲載する報告フォームを使用して報告する。

【確報(30日以内又は60日以内)】※なお、期限に限らず、可能な限りより早期の報告をする。

- ①保護管理者(各課等の長)は個人情報保護委員会への「確報」の報告書を作成し起案をする。決裁ラインは総務部長及び庶務課長に合議をして市長決裁をする。また、情報システムに関係する事案の場合は情報推進課長への合議も行う。
- ②保護管理者(各課等の長)は市長決裁後、個人情報保護委員会への報告書のデータを庶務課公文書館へ提出する。
- ③庶務課公文書館は個人情報保護委員会へ委員会ホームページ上に掲載する報告フォームを使用して報告する。

(5) 本人への通知(法第68条第2項)

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

【個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド】
「4-4-2 本人への通知」P96～100を参照

- ①(1)に該当する場合には、行政機関等の長は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。
 - ・本人への通知が困難(本人の連絡先が不明など)であって、本人の権利利益を保護するため必要なことに代わるべき措置(問合せ窓口を公表するなど本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにするなど)をとるとき。
 - ・当該保護個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
- ②本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知することが望ましい。
- ③通知の様式は法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で行うものとする。
- ④保有個人情報の取扱いを委託している場合は、委託元である市と委託先の双方が本人へ通知する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で通知することもできる。
- ⑤本人への通知する時期については、「当該事態の状況に応じて速やかに(個人情報保護委員会規則第45条)」と、速やかに通知することを求めるものであるが、具体的

に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断することとする。

(6) その他

- ①保護管理者（各課等の長）は、今後の対応（本人への対応、議員への情報提供、報道機関へのプレスリリース、市民への周知）について担当部長と協議の上、市長及び副市長と協議をして決定する。
- ②プレスリリースをする場合は、担当課にてプレスリリースの通知等を作成しシティセー
ールズ課へ記者への情報提供を依頼する。

〈令和6年7月改訂版〉